

別府市技能者表彰要綱

制定 平成 3 年 1 0 月 1 5 日
別府市告示第 1 4 2 号

改正 平成 6 年 1 1 月 1 日
別府市告示第 2 1 8 号
平成 7 年 9 月 1 日
別府市告示第 号
平成 8 年 9 月 4 日
別府市告示第 1 6 4 号
平成 9 年 9 月 1 0 日
別府市告示第 1 5 4 号
平成 1 6 年 1 0 月 2 5 日
別府市告示第 2 6 2 号
平成 1 7 年 3 月 2 3 日
別府市告示第 6 0 号
平成 2 0 年 4 月 1 日
別府市告示第 1 3 3 号
平成 2 9 年 3 月 2 7 日
別府市告示第 1 0 5 号

令和元年 8 月 8 日
別府市告示第 3 2 8 号

令和 2 年 9 月 2 3 日
別府市告示第 3 8 0 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、優れた技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位の向上及び産業の発展に寄与することを目的とする。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰は、技能功労賞及び優秀技能賞とする。

(被表彰者の資格)

第3条 表彰を受けることができる者は、別府市内に住所を有する技能者又は市内に就業している技能者とする。

(表彰の基準)

第3条の2 表彰のうち技能功労賞は、前条に規定する技能者で次に掲げる要件を全て満たすものに対して授与するものとする。

- (1) 技能者として優れた技能で同一業種に従事し、20年以上の経験を有する者。ただし、技能に関する全国規模の大会等において特に優秀な成績を収めた者については、10年以上の経験を有する者
- (2) 技能を通じて若年技能者の指導及び育成に努めている者
- (3) 技能を通じて当該産業の発展に寄与した者
- (4) 他の技能者の模範と認められる者

2 表彰のうち優秀技能賞は、前条に規定する技能者で次に掲げる要件の全てを満たすものに対して授与するものとする。

- (1) 技能者として優れた技能で同一業種に従事し、10年以上の経験を有する者。ただし、技能に関する全国規模の大会等において優秀な成績を収めた者については、その限りでない。
- (2) 技能を通じて当該産業の発展に寄与した者
- (3) 他の技能者の模範と認められる者

(表彰の技能職種の範囲)

第4条 表彰の対象となる技能職種は、別表のとおりとする。

(表彰候補者の推薦)

第5条 表彰候補者は、広く市民一般、商工関係機関その他関係団体等から文書で推薦を受けるものとする。ただし、自薦はできないものとする。

(選考委員会の設置)

第6条 市長は、被表彰候補者の決定に際して、別府市技能者選考委員会(以下「委員会」という。)を置き、意見を聴くものとする。

2 委員会は、委員15人以内で組織する。

3 前項の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員

- (2) 技能職団体代表
- (3) 学識経験者
- (4) 商工関係団体代表
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員長等の設置)

第7条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員会の任期)

第8条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(被表彰者の決定)

第9条 市長は、毎年委員会の意見を聴いて、被表彰者を決定するものとする。

(表彰の方法)

第10条 表彰は、毎年1回別に定める日に賞状を授与して行うものとする。

(事務の処理)

第11条 この要綱に定める事務の処理は、経済産業部産業政策課において行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成6年11月1日告示第218号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成7年9月1日)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 8 年 9 月 4 日告示第 1 6 4 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 9 年 9 月 1 0 日告示第 1 5 4 号）

この要綱は、平成 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 1 0 月 2 5 日告示第 2 6 2 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 3 日告示第 6 0 号）

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 4 月 1 日告示第 1 3 3 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 2 9 年 3 月 2 7 日告示第 1 0 5 号）

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 8 月 8 日告示第 3 2 8 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 2 3 日告示第 3 8 0 号）

この要綱は、告示の日から施行する。